

検討内容	事務局説明内容	委員の意見等の概要
1. 河川水質環境基準に係る類型の検討について	<p>河川の水質汚濁に関する環境基準は、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づき、人の健康の保護及び生活環境を保全するため設定されたもので、その達成・維持が水質保全行政の目標となるもの</p> <p>生活環境の保全に関する項目(生活環境項目)は、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育・生息環境を含む生活環境を保全するため、2以上の都道府県の区域にわたる水域については環境大臣が、それ以外の水域については都道府県知事が類型を指定することにより設定することになっている。</p> <p>この類型は、各水域の利用目的や水質等の変化に応じて適宜改定すべきものである。</p> <p>「BOD等5項目の河川水質環境基準」にはA A及びA～Eの6つの類型があり、大阪府域では、現在、環境大臣により淀川、神崎川、猪名川及び大和川の4河川・7水域、大阪府知事によりその他の69河川・73水域、計73河川・80水域について、個々の水域の利用目的や水質汚濁の状況等に応じてA～E類型が指定されている。類型別の内訳は、A類型22水域、B類型27水域、C類型14水域、D類型10水域、E類型7水域となっている。</p> <p>「水生生物の保全に関する項目」は、平成15年11月に「生物A」、「生物特A」、「生物B」及び「生物特B」の4類型が設定されたもので、大阪府域の河川では環境大臣により平成18年6月に大和川(全域)が「生物B」に類型指定されている。</p>	***
【BOD等5項目の類型指定・改定状況と今回の類型改定検討理由】	<p>大阪府知事により指定されている69河川・73水域の「BOD等5項目」の類型は、平成14年6月及び平成15年5月に改定または新たに指定されたもの</p> <p>その後、概ね5年が経過し、現在の類型の環境基準を十分に達成している河川がみられるなど、一部の河川には状況の変化が生じている。また、平成14～15年の類型改定等の検討の際の大阪府環境審議会答申において、類型の見直しの検討時期に関し、「状況の変化に即応して、適宜見直しの検討、すなわち、見直しの時期を例えば5年ごとにとり、これより短くすることが必要である。」との意見が付されていることから、今般、この69河川73水域について、類型改定の検討を行うこととした。</p>	***
【水生生物の保全に関する項目の類型指定検討理由】	<p>「水生生物の保全に関する項目」の環境基準は平成15年11月に設定されたもので、現在、大阪府域では国により大和川のみが類型指定されているが、淀川、神崎川及び猪名川についても類型指定を検討中で、平成21年度にも類型指定される見込みである。このような状況から、今般、「BOD等5項目」の類型改定の検討にあわせて、「水生生物の保全に関する項目」の類型指定についても検討することとした。</p>	***
【今後の類型改定の検討時期】	<p>これらの類型は、各水域の水質の状況や水辺環境の整備状況等の変化に即応したものであることが望ましいことから、今後も、概ね5年ごとを目途に検討を行う。</p>	<p>「達成期間」のイは「直ちに達成」、ロは「5年以内に可及的速やかに達成」、ハは「5年を超える期間で可及的速やかに達成」となっている。また、改定検討の間隔は5年ごとというのとも考え合わせると、今回の検討は、今後概ね5年間の目標を検討するという理解でよいのか？</p> <p>5年間という期間は、水質汚濁防止対策の進捗状況や渇水や豊水というような気象変動などを考慮すると、水質データのとりまとめなどの区切りとして適切な期間である。</p>

検討内容	事務局説明内容	委員の意見等の概要
2. BOD等5項目の類型改定について	【BODに主眼を置いて検討すること】 B類型以下の河川水域について、当該河川水域毎に河川の代表的な汚濁指標であるBODの環境基準達成状況に主眼を置き検討する。	BODに主眼を置いて類型改定の検討を行うことは基本的には妥当であると考え るが、pH及び大腸菌群数については、環境基準値の超過事例やその要因などを整理 しておく必要がある。 DO及びSSについては、BOD主眼で検討を行っても特に問題はないと考える。 pHについては、滞留して藻類の影響でアルカリ側になっているということが確認で きれば問題はないと考える。 大腸菌群数については要因などを整理しておいた方がよい。
	【BOD等5項目類型改定検討の基本的な考え方】 現状の水質が上位類型を達成している水域については、現状の水質を維持するという観 点から、上流域の状況や利用状況を考慮しつつ、できるだけ上位類型に改定  具体的には、 各水域について、最近5年間(H15～19年度)のBOD環境基準達成状況等を整理し、 ～に区分  現在の類型の基準を達成しており、かつ、上位類型の基準も達成している水域 現在の類型の基準を達成もしくは概ね達成しており、年平均値の推移や平成20年度の状 況などから、上位類型の基準の達成も可能と考えられる水域 現在の類型の基準は概ね達成しているが、現状では上位類型の基準の達成が見込めな い水域 現在の類型の基準未達成の水域  上記の結果から  上流域の状況や当該水域の利用状況を考慮し、支障がない場合は上位類型に改定 (大阪市内河川の現在B類型の河川は改定せず、引き続きB類型の達成・維持を図る。) 類型改定はしないが、達成期間の「ロ」「イ」、「ハ」「ロ」または「イ」を検討	より上位の類型を目指すということ、「A類型を維持する」というのはわかりやすい が、B類型やC類型など(上位類型がある類型)を「維持する」場合の考え方を整理 すべきである。 例えばC類型のハやD・E類型のままでも何十年も経過したままというのは利用目的 に変更がないということか？ 生活環境項目(BOD等5項目)の類型改定の検討にあたっては、現状水質並び に各水域の現状及び将来の利用目的も考慮することは当然であるが、類型指定す ることの意義や指定・改定経緯も踏まえて行う必要がある。 良くなった水質を維持するという目的で、結果的に現状の達成状況にみあった (上位の)類型に改定するというのはわからなくもないが、本来は、現状の達成状況を 勘案しつつ、各水域の利用目的にあっているか、あるいはそれに将来の見込みや利 用状況等と照らしてどうかという検討がなされるべきもの。 示された「類型改定の基本的な考え方(たたき台)」は、「現在の達成状況を重視 する」という結果論的な印象が強すぎる。類型改定の検討の前段には、類型指定す ることの意義や類型毎の特徴、さらには水域ごとに現在の類型となった理由があるは ずで、それらを整理した上で、水域ごとの利用目的の変化や対策の進捗状況、現状 の達成状況などを考慮して、その結果として改定や維持を検討すべきもの。 「類型改定の基本的な考え方」については、このような全体の流れをわかりやすく 表現すべきである。
3. 水生生物の保全に関する項目の類型指定について	【類型指定を検討する水域】 BOD等5項目に係る類型の指定水域ごとに指定を検討する。  【類型指定する水域】 当面、BOD等5項目に係る類型のC類型以上の水域について指定する。(D・E類型の水 域については、引き続き、垂鉛の排水規制や水質の状況把握に努めるとともに、全体的な水 質改善を図ることにより、BOD等5項目に係る当てはめ類型をC類型以上とすることを優先課 題とする。  【指定する類型】 類型については生物Bが適当	類型指定する水域は、BOD等5項目の類型に係る水域を基本とすることは妥当  魚類の生息ということを考えると、やはりBODについてはC類型以上が適切と考え られるので、水生生物の保全に関する項目の類型指定はBOD等5項目のC類型以 上の水域について行うことは妥当と考える。  国が示している生物A、生物Bの例示表は、冷水域・温水域という水温を因子とし ての区分になっている。単純にこの区分だけでいくと大阪の河川の場合、全部Bとい うことになるのかもしれないが、例えば現況水質が非常に良好な水域をピックアップ し、象徴的な意味合いも込めて、生物Aを指定するという考え方も取り入れることが 望ましい。  国が示している魚類の例示のみにこだわるのではなく、大阪版の対象魚類とい うのがあってよいのではないかと。  一定の水域について象徴的な意味合いも込めて生物Aも指定するという方向で 考えた場合、個々の事象でとらえるのではなく、いくつかの事象をあわせて生息環境 というような意味合いで捉えて該当する水域を検討する方がよいのではないかと。